

株主総会日程の柔軟化のための法令改正に伴う上場制度の見直しに係る
有価証券上場規程等の一部改正について

2018年2月28日
株式会社東京証券取引所

I 改正趣旨

当社は、有価証券上場規程等の一部改正を行い、2018年3月31日から施行します（詳細については、規則改正新旧対照表を御覧ください。）。

今回の改正は、2016年4月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告における、開示内容の共通化・合理化や適切な株主総会日程の設定に関する提言を踏まえた「企業内容等の開示に関する内閣府令」及び「会社法施行規則」の改正により、有価証券報告書及び事業報告の記載事項の見直しが行われることから、当社においても、それに伴う必要な上場制度の見直しを行うものです。

II 改正概要

(備 考)

1. 上場廃止基準等の見直し

- ・事業年度の末日と異なる日を株主総会基準日に設定し、有価証券報告書に記載する大株主の状況の基準日とする会社（以下「総会基準日変更会社」という。）についての上場廃止基準の適用については、株主総会基準日における株主数で判断することとします。

- ・有価証券上場規程（以下「上場規程」という。）第601条等。なお、株主総会基準日と事業年度の末日が同じである会社にあつては、現行の取扱いから変更ありません（次の2.において同じ）。
- ・流通株式に係る基準についても同様に判断します。
- ・指定替え基準における取扱いも同様です。

2. テクニカル上場に係る上場審査基準等の見直し

- ・総会基準日変更会社についてのテクニカル上場に係る上場審査基準等の適用については、上場後最初に到来する株主総会基準日までに株主数に係る基準を満たす見込みがあるかをもって判断することとします。

- ・上場規程第209条、第210条等
- ・流通株式に係る基準についても同様に判断します。

3. その他

- ・その他所要の改正を行います。

III 施行日

- ・2018年3月31日から施行し、同日以後の日を事業年度の末日とするものから適用します。

以 上